

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 医療・福祉ネットワークせいわ

②評価調査者研修修了番号

S18138 S18085

③施設の情報

名称：	福岡子供の家	種別：	児童養護施設	
代表者氏名：	松崎 剛	定員（利用人数）：	77 名	
所在地：	福岡市早良区大字西1番地			
TEL：	092-803-1217	ホームページ：	http://www008.upp.so-net.ne.jp/kodomoie/	
【施設の概要】				
開設年月日：	昭和30年8月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 仏心会			
職員数	常勤職員：	38名	非常勤職員	15名
有資格 職員数	施設長：	1名	栄養士：	1名
	児童指導員・保育士：	29名	心理療法担当職員：	2名
	調理員	4名		
施設・設備 の概要	27室(グループホーム6)		ラウンジ	
	保母室		学齡児居室	

④理念・基本方針

○基本理念

- ・児童は、人として尊ばれる。
- ・児童は、社会の一員として重んぜられる。
- ・児童は、よい環境のなかで育てられる。

すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。(児童憲章より)

○養育の目標

子ども達の健やかな育ちに貢献する

1. 専門性の向上(求められる知識の集積と援助技術の修得)
2. 専門職としての知見に基づく養育の実施

⑤施設の特徴的な取組

- 本体施設以外に城南区に地域小規模児童養護施設を2箇所設置している。
- 現在、本体施設の施設整備を行っており、本体施設も完全小規模化をすることとしている。
- 大学教授をSV(スーパーバイザー:以下SVという)とした職員研修を年10回程度実施して

おり、入所児童への SST(ソーシャルスキルトレーニング:以下 SST という)プログラムも定期的に実施している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 30 年 7 月 10 日 (契約日) ~ 平成 30 年 9 月 28 日 (評価結果確定日)
前回の受審時期 (評価結果確定年度)	平成 27 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

I. 第三者評価を活用した養育・支援の質の向上に向けた取り組み

第三者評価委員会を立ち上げられており、過去3回の受審結果から抽出された課題や改善事項に対し、自己評価や日々の業務での気づきなどのヒントが委員会活動に反映されています。委員会の前向きな取り組みが、施設内における福祉サービスの質の向上に向けた継続的な組織体制の構築に繋がり、規程やマニュアル等の書類の整備が充実する方向にあります。また、職員一人ひとりにおいても、自分を客観的に振り返る良い機会にもなられているようで、子ども達にとっての養育・支援の質の向上にも寄与されています。子ども達の健やかな育ちに貢献することが出来るように、全職員間でコンセンサスを形成しながら、専門性の向上と知見に基づく養育の実施が益々、推進されるよう期待します。

II. 職員間の情報共有と意思の疎通

施設長のリーダーシップのもと、それを支える基幹的職員が中心となり、それぞれの専門職員の役割分担によって情報共有と意思の疎通が円滑に図られ、子ども達に継続的な養育・支援が提供される体制が整っています。例えば、施設内の会議においては、まず部門ごとの会議が開かれ、その結果が全体会議へと反映される形で行われています。自立支援計画においても作成におけるプロセス、責任及び役割分担体制の中で、職員間の情報共有と合意形成が図られ、管理者による点検が実施されるなどの取り組みが見て取れます。

III. 子ども達の最善の利益に考慮した奨学基金制度等

子ども達が自分の将来に希望を持ち、目標を立てて努力し自己実現に向けて学習する機会の保障に努められています。子どもの学習・進学面において情緒等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、対応可能な学級がある小学校まで片道 30 分を車で、毎日送迎するなど手厚く通学支援をされています。また、進学や資格取得においても、法人独自の奨学基金制度や企業・各種団体からの助成金等を活用できる仕組みがあります。

子ども達が仮に中退や浪人となった場合においても、希望と可能性、能力や適性等を把握したうえで、各関係機関等と連携しながら、子ども達の自己決定を最大限尊重し、その後のフォローアップや措置延長などのきめ細かな養育・支援が繰り返し実施されています。

◇改善を求められる点

I. 専門性の向上と知見に基づく養育の実施の為の具体的な計画の策定

理念と基本方針の実現と養育・支援の質の向上を図るために、大きな柱を3本掲げられ、中・長期計画が策定されています。単年度の事業計画においては、中長期計画を踏まえた職員参画のもとで、策定に努力をされていることがうかがえます。しかし、具体的な計画の内容においては、中期計画との整合性や計画を実現するために必要な財務面での収支計画と、具体的な目標数値や説明等に欠ける部分があるようです。また、評価・見直しを行う為の決められた時期や手順においては課題が残ります。第三者評価の細目にあるように、

「福祉人材の確保と育成」並びに「地域との交流・地域貢献」などの照査を行い、中・長期計画と単年度における事業計画の項目の整理と整合性、そしてより具体的な内容の説明（実施状況の確認が出来るように、資格の名前や研修名、目標数値等の記載を行う等）と、継続的なPDCAサイクルが行われるように体制を整えて職員並びに利用者等への周知を図られることが望まれます。

II. 地域におけるニーズの掘り起しと施設の有する資源の有効活用

地域の行事や各種会合への参加、施設の保有するグラウンドや会議室の貸出し、職員の町内会や役員としての活動等により、地域と施設の相互交流が図られ、地域社会の一員として社会的役割を果たすための取り組みに努められています。しかし一方で、地域に対して施設や子どもへの理解を深めるための取り組みにおいては更なる工夫が求められます。施設の理念や基本方針並びに事業計画等の周知とアンケート等により、具体的な福祉ニーズの把握に努め、施設の強み（ハード面とソフト面）を有効活用しながら、地域における公益的な事業・活動（専門性を活かした相談業務や子育て支援、防災における避難所や備蓄品の活用等）が展開されることを期待します。

III. 記録の整理と標準的な実施方法及び各規程・マニュアルの更なる充実に向けて

委員会活動や職員会議、研修等の記録が丁寧に残されていますが、記録のまとめ方やPDCAサイクルがどのような過程で行われ、次の計画等に活かされているかの確認がしづらい状況です。継続事項と決定事項等を明確にし、第三者評価の細目とリンクできるような記録の工夫が必要です。標準的な実施方法、規程及びマニュアルにおいても、引続き充実を図りつつ、“養育マニュアル”を職員必携のハンドブックにするなどの取り組みを行う事で、職員への周知がより図られることを期待します。“養育マニュアル”においては、施設の理念・基本方針から始まり、事業計画の内容と第三者評価の細目の順番等を合わせる等、整合性が図りやすく、よりわかりやすくなるような工夫が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

(H30.9.28)

今回が4回目の受審となりますが、第三者評価受審に至るまでの過程を、施設の強みや取り組むべき事項を再確認できる機会と位置付けて、有意義に活用しているところです。

3年前の受審以降、委員会を立ち上げて、委員を中心に評価項目についての検討、改善に取り組んできましたが、この度の評価において評価の高い点に挙げられていることから、委員会における取り組みが一定程度機能していることと理解をしています。

現在私どもの施設は、従来の大舎制の施設から小舎への移行をしている最中です。新しい養育環境の整備を行っていくことに併せて、改善を要する事項等についての検討、改善をし、働きやすい職場環境の整備、より良い組織、施設づくりに取り組み、なにより主役である子ども達の生活が少しでもよくなっていくことを目標としていきたいと考えます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> 子どもの人権の尊重と健やかな育ちを保障する為に、「知見に基づく養育の実践」と「専門性の向上」を養育の目標として掲げられ、法人・施設の使命や役割を反映した理念を実現するために施設内に掲示され、毎月の職員会議で復唱されるなど周知の継続が行われています。ホームページ並びに事業計画等の書類において、一部記載漏れがあるようですので再確認が必要です。また、子どもや保護者等への周知においては書式の整理と更なる工夫を期待します。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> 電気、ガス代等の光熱水費のデータの収集が図られ、入所する子どもの推移と人件費等の分析がされています。収集されたデータと分析結果を誰もが見やすいように一つのファイルの中でグラフ化するなどの工夫を行い、職員への周知を図る事で、より一層の効果が期待されます。地域における各種福祉計画とニーズにおいては、乳幼児から高齢者に至るまで、社会福祉事業全体の地域の特性やニーズを把握し、分析するような取り組みが必要です。		

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ケア単位の小規模化、地域分散化を図るために施設整備が行われていることもあり、特に支援の質の向上と施設機能の強化が(重点取組事項)として、事業計画書にその内容が記載されています。職員会議の中で職員の意見を聞いたり、検討する場を設けたりされているようですが、十分とは言い難い状況のようです。経営状況の把握・分析に基づく取組は、具体的に施設として組織的に実施される必要があります。委員会や担当部署などを設け、把握・分析を行う時期や頻度、職員への周知方法と記録の徹底が図られることが望まれます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>将来の課題として“家庭的養育への円滑な移行”“施設の多機能化等”“専門性の向上”の3本の軸となる柱を掲げ、中長期計画が策定されています。しかし、養育支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制や人材育成計画及び地域におけるニーズに基づく、具体的な計画の中身と説明において、計画の再構築を図る必要があるようです。評価並びに見直しを行う体制の整備を更に進めることが課題と言えます。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員体制並びに養育の質の向上に向けた計画等において、単年度の事業計画との整合性が図られ、尚且つ実行可能で具体的な内容となるように努力し策定されています。一方で中・長期計画と同じく実施状況の評価と見直しについては実現には至っていないようです。具体的な計画とする為には、配置する職員数や希望する研修内容、有給休暇取得率の目標設定などの具体的な成果等をわかり易く提示する必要が求められると同時に、その計画が実現するために必要な財務面での収支計画等の裏付けが必要となります。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員からのヒアリングや会議において意見が集約され、事業計画の中の「養育のあり方」と「養育の年間目標」において具体化し、単年度の事業計画が策定および周知が図られるような取組が行われています。実施状況の確認やあらかじめ定められた時期、手順に基づく評価並びに見直しにおいては、記録の確認が難しい状況と言えます。今後は、個人目標の項目の追加等を行い、自己評価とも関連付けることで、事業計画の評価と見直し及び職員への周知と理解がより図られることに期待します。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者等に対して、養育・支援、施設・整備を含む事項については、入所前に口頭で説明されているようですが、文書等で確実に配布が行われているかは確認が出来ない状況です。事業計画が施設の玄関に掲示されていますが、それだけでは十分とは言い難く、必ずしも計画そのものを配布する必要はないものの、主な内容を簡潔にまとめ、利用者がより理解しやすくなるような印刷物の作成と周知方法の取り組みが必要です。また、周知状況や理解度を把握する為にも、利用者アンケートを実施するなどの工夫が求められます。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の質の向上を図るために、自己評価と管理者による面接、第三者評価委員会などの取り組みによりPDCAサイクルを行う体制が整えられていますが、評価結果を分析し総括するまでは至っていない状況のようです。目指す職員像や希望する研修や資格取得、施設が求めるスキルなどの項目を「個人目標シート」に追加するなど行い、より評価結果と振返りが分かり易く整理されることが望まれます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価並びに前回の第三者評価の結果を踏まえ、第三者評価委員会で結果の分析・検討が行われ、細目ごとに職員で分担して優先順位を付け、改善の取り組みが行われています。同様に職員間での課題の共有化においても周知・説明が行われています。改善計画の見直しにおいては課題が残るようですので、より多くの職員の理解と参画を得るためにも進捗状況の確認をする時期や手順、分析結果の書式の見直し、中長期計画等との整合性などを再検討されることを期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>有事の際における権限委任等を含む職務分掌等についての文書が整えられており、職員に対して会議や面接を通して施設の経営・管理における方針と取り組みなどの周知が図られています。また適時、SVに対してスーパーバイズを行いながら組織として、役割分担を明確にするための取り組みがうかがえます。今後は施設の理念や方針を利用者や地域に発信し、理解を得られるように広報誌の作成等の更なる取り組みが望まれます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設として法令遵守を徹底するために”養育マニュアル“を整備され、その中で職員の倫理綱領、プライバシー保護などの諸規程が整備されています。各種研修会や勉強会にも積極的に参加をされ、施設長自らが最新の情報収集に努められています。集められた情報が社会福祉関係法令に関するものに限られることのないように、消費者保護関連法令、雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものなど、幅広い分野において遵守すべき法令等を把握し、職員への周知方法の工夫と更に”養育マニュアル“へ追加するなどの取り組みに期待します。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は日々、現場の日誌や記録を確認されており、子ども達と職員の様子の把握に努められています。また、社会福祉行政と照査を行いながら、養育の内容や住環境、改善が必要な職員配置等においてシュミレーションが行われています。しかし、職員への周知と具体的な改善に向けた取り組みはこれからのようです。評価・分析した結果を文書化し、各委員会や担当者を設置するなどして組織的な取り組みとすることやその継続に期待します。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の小規模化に向けて施設整備が進められ、小規模化委員会を立ち上げ、業務の見直しと実効性の向上に向けた取り組みが行われているようです。人員配置においても基準を上回る職員数の配置を行うなど、職員の働きやすい環境整備にも指導力を発揮されています。職員面談においても要望等の聞き取りも実施されていますが、記録方法および結果の周知方法に更なる工夫が望まれます。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中期計画並びに単年度における事業計画において、職員配置や専門職の充実が掲げられており、計画が実行されたことも記録により確認ができます。人員体制や人材確保や育成における具体的な方法や基本的な考え方などの記載に関しては、具体性に欠ける部分が見受けられますので人材の確保と定着、育成における具体的な計画の策定が望まれます。また、安定的な人材確保の観点からも施設独自で行う就職説明会の実施や障がい者雇用などへの積極的な取り組みに期待します。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等の職員処遇の水準においても加算の範囲を上回る処遇等が行われており、給与規程を含む諸規程及び法令が遵守された人事管理が実施されています。但し、人事考課は導入には至っていない状況のようです。キャリアパスを実現する為には、施設が求める「期待する職員像等」を明確にし、求める資格やスキルと職員の意向や希望をマッチングさせる必要があります。その為には、実施されている「個人目標シート」、「自己評価」の更なる活用と体系化された教育・研修制度の確立が重要です。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>福利厚生においては、職員旅行や食事会等の余暇活動が定期的に行われ、職員の満足が得られるように努められています。また、育児休暇や有給休暇の取得、時間外労働の削減、共済制度への加入、職員寮の完備等、働きやすい職場環境の構築に取り組まれています。職員の心身の健康と安全の確保、ワークライフバランスの実現に向けて、事業計画等への具体的な内容の記載と継続的な個別面談と相談窓口として心理士や社労士、外部の民間団体等の活用、設置が望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>個人目標シートにて職員個々の目標が設定され、SVにより目標達成と取組状況の確認が行われていますが、希望する研修や目標とする項目・水準・期限等の具体的な設定が明確ではないようです。目標が具体的に設定され、進捗状況の確認を面接や記録で残し、評価と見直しを図ることが重要です。また、施設の目標である事業計画との整合性にも留意が必要です。理念・基本方針、事業計画、養育・支援の質の向上、人材の育成等の細目と照らし合わせながら、目標とする項目を再検討されることに期待します。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>“養育マニュアル”等において教育研修における基本方針と計画が策定されています。また、職員へのアンケート調査を実施し、研修内容の見直しも図られています。しかし、経験年数や個人のスキル、目標に沿った教育・研修の内容の年間計画を明確に策定するまでには至っていない状況がうかがえます。臨時職員も含め、研修頻度と内容に偏りが起こらないように事業計画と職員の研修計画が整合され、体系的な計画の策定、評価・分析が実施されることが望まれます。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内外における研修頻度は高く、研修受講後の研修報告書の内容においても丁寧に詳細が記録されており、職員のスキルアップに対するモチベーションの高さをうかがい知ることができます。一方で、個人の目標や計画と評価・分析の部分で整合性や具体性に欠ける部分が見受けられます。職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質の向上が図られる為には、知識、技術水準、専門資格の取得状況等がわかり易く記録され、職員の経験や習熟度に配慮されたOJTが適切に行われる必要があります。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生受入に関するマニュアルに、受け入れに関する意識・配慮・指導体制などが記載されており、専門職種の特性を考慮したプログラムも整備されています。年間を通して多くの受け入れを行われている点や職種別にプログラムを作成されている点、ソーシャルワーク実習に関するプログラム内容において高く評価できます。今後はさらに指導者に対する研修内容等を年間研修計画やマニュアルの中に具体的に記載するなどの工夫に期待します。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページと施設内の掲示等により施設の理念や基本方針、決算情報の開示に努められています。しかし、一部において記載漏れがありますので再確認が必要です。さらに広報誌の発行やアンケートの実施等の取り組みが望まれます。また第三者評価の受審結果や苦情・相談の改善対応状況の公表については課題が残りますので更なる積極的な取り組みが求められます。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日常の業務執行に関わる各種規程やマニュアルが整備され、職員が自由に閲覧できるようになっています。職務分掌により役割分担がされており、施設経営・運営におけるチェック体制が整えられています。一方で、公益性が求められる社会福祉法人の高い公正かつ透明性を確保する為の公認会計士や社会保険労務士等、外部の専門家による監査の実現には至っていない状況ですので今後、体制を整えられることに期待します。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域と施設の相互交流を促進するために、子ども達が夏祭り等の地域行事へ参加したり、職員が町内会やPTAの役員として活動するなどのボランティア活動が行われており、行事計画の中で計画的に立案され実施されています。また、施設が保有するハード面においてもグランドや会議室を貸し出すなどの有効活用が図られています。しかしながら、地域についての基本的な考え方や具体的な関わり方、計画等が文書では分かりづらい状況のようです。今後は、中期計画並びに事業計画の中で大きな柱としての位置づけることが望まれます。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア等の受入れを想定し、子ども達への配慮や注意事項などが記載されたマニュアルが整備され、そのうえで工作やレクレーションに関わるボランティアの受入れが定期的に行われています。今後は、更に地域の学校教育施設(保育園、幼稚園、小中学校等)や地域のボランティア人材の掘起しと協力体制の強化を行い、多種多様な人材をボランティアとして受け入れることを期待します。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所を含む関係機関・団体等との定期的な連絡会が開催されており、そこで必要な情報交換が行われています。更に、その情報を職員会議等で共有する体制が構築されています。自立支援計画においても詳細に記載され、養育・支援の継続性が担保されている事をうかがい知ることができます。関係機関諸団体連絡リストにより社会資源のリスト化が図られていますが、更に今後は地域でのネットワーク化を推進するために関係機関・団体の洗い出しを再度行うと同時にフローチャート等を用いた配布資料等の作成に期待します。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>各種会合や地域の会議等への参加や地域住民との交流が行われていますが、地域の福祉ニーズの具体的な内容の把握と積極的な取り組みにおいては工夫が望まれます。地域との交流イベント等でのアンケートの実施や出前保育等を活用した子育て相談などの相談事業や窓口を設置するなどの更なる積極的な取り組みに期待します。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>地域の潜在的なニーズや生活課題等のニーズを把握して分析を行い、施設が保有する資源(ハード面とソフト面)を活用しながら専門的な知識・技術・情報などの提供が行われる必要があります。食育、料理教室や子育て相談、災害時における避難場所や備蓄品の活用等、既存制度では十分に対応できていないニーズに対して施設独自あるいは関係団体との連携により、地域住民の主体的な活動を促進・支援することが重要です。またこれらの活動は、事業計画等で明示することも求められます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども達の主体性・自立性を尊重した養育・支援が実施されるために、“養育マニュアル”として倫理要領や子どもの権利擁護などの規程、およびマニュアルの整備がされています。施設内研修では人権擁護の為にチェックリストなどを活用した勉強会を継続することによって、職員の共通理解と周知に努められています。この取り組みが更に、より良い養育・支援の向上に寄与するために定期的な“養育マニュアル”の改訂や追加が行われることに期待します。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>職員が子どものプライバシーを最大限尊重して養育・支援を行う為に、各種規程とマニュアル、研修等を活用しながら遵守する体制が整えられています。また、チェックリストの自己評価を踏まえ、PDCAサイクルが推進されている事もうかがい知ることができます。生活の場にふさわしい快適な環境整備という面では、トイレや居室に間仕切りカーテンや家具などで目隠しをする等、子どものプライバシー保護により一層の配慮が求められます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>入所前における施設見学希望者への対応と入所後の利用者への必要な情報の提供は、“福岡子供の家の生活について”等の資料を使用し、個別に懇切丁寧な説明がされるように取り組まれています。また、資料においてもルビを振るなど利用者がわかり易く理解が出来るような工夫と資料の定期的な見直しも図られています。ただし、使用されている一部の資料やパンフレット等に施設の使命や役割を反映した理念、基本方針等の記載漏れがあり、整合性に欠ける部分が見受けられますので再度確認のうえ、改訂することが望まれます。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者の自己決定の尊重と権利擁護等に配慮され、利用者のニーズにおいてもアセスメントシートにより記録を残し、具体的な養育・支援の内容や日常生活における重要な事柄について、説明と同意が図られるような体制が整えられています。意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮については、手順や運用の内容などを標準的な実施方法として明文化するなどの取り組みが必要です。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や養育・支援の内容に変更が生じた場合は、担当職員がアフターケア記録や退所児童用資料を用いて各関係機関と連携しながら、ケース会議等により情報の共有化を図り、生活の継続に欠かせない情報の提供が行われるように体制が構築されています。養育・支援の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書においても、“養育マニュアル”として書式が整備されています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日常的に子ども達とのコミュニケーションを図りながら、随時出される個々の意見や要望などに対応するほか、定期的な食の嗜好調査やヒアリングにより、子ども達の満足度の把握と支援内容の見直しが行われていることがうかがえます。しかし、把握した結果の分析・検討においてはまだ課題が残ります。施設として係や委員会等を設置するなど体制の構築と定期的なアンケート実施や子ども会等での検討会議の実施などの取り組みが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内に苦情解決のポスターが掲示されており、“子ども等からの意見や苦情等に対するマニュアル”に基づき、意見箱に投函された内容について対応する体制が構築されています。人目を気にせずに意見等の申し出ができるように、意見箱をトイレ等、複数カ所設置するなどの工夫が求められます。また、ポスター等においても施設独自でフローチャート等の図式を採用するなどの取り組みと、申し出た子どもや保護者等が不利益を被らないように配慮した苦情内容の公開方法の工夫に期待します。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども用にわかり易く作成された“えがおノート”を活用して子ども達に周知し、相談・意見が述べやすい環境整備に努められています。特に職員と子どもがいつでも相談しやすいような関係性を築く事を大事に考えながら、子どもの権利擁護の取り組みについてのマニュアル整備や職員会議での話し合いや研修に努められています。但し、子どもや保護者等に対してのわかりやすい文書の配布や掲示、アンケートにおいては課題があるようですので、更なる取り組みに期待します。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが出入りする玄関脇に男女別に相談箱が設置され、施設長へ直接意見や相談ができるようになっています。意見や要望等を受けた後の手順、対応方法等においても整備された対応マニュアルに則った対応がされています。また、当該マニュアルは改訂履歴として適時見直しが図られています。しかしながら、相談箱からの回収は週に一度のため、迅速な対応が出来ているとは言い難い状況ですので、組織的かつ迅速に対応する体制の構築が望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>危険箇所確認表にて定期的にチェックが行われ、必要に応じて修理・改善が行われています。ヒヤリハットの事例は数多く報告され記録もありますが、事例を検討・検証する機関としての委員会等は設置されていないため、リスクマネジメント体制が構築されているとは言えない状況です。あらゆるリスクに組織的に対応できる体制を構築されることが望まれます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>“養育マニュアル”の中で各種感染症ごとの対応マニュアル“感染症に関する対応マニュアル”“衛生管理マニュアル”が整備されていますが、感染症対策委員会等の体制構築は十分ではない状況です。また、汚物処理等に必要な物品はマニュアル内に記載があるものの、常時準備されているわけではなく、実地の研修とともに処理セット等の整備が望まれます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>防災マニュアルを整備され定期的な訓練が実施され、備蓄品も整備されています。施設周辺は土砂災害警戒区域に指定されているようですので施設には法令で定められた防災訓練だけでなく、地震、豪雨等の自然災害への備えと子ども達の安全確保のための対策を講じて備えておく必要があります。地域との連携を含めた訓練等が実施され、職員間での情報共有の強化をさらに図りつつ、事業継続計画が策定されることを期待します。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援についての標準的な実施方法は”養育マニュアル“の中で、入所前から退所後に至るまでの実施方法が定められています。子どもの尊重や権利擁護におけるプライバシーへの保護についても、文書化が図られ、チェックリストや研修を通して養育・支援に差異が生じないように取り組まれています。今後は標準的な実施方法をより有効活用できるように、”養育マニュアル“等を全職員に配布・貸与する等、更なる取り組みを進められることを期待します。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・㉗
<p><コメント></p> <p>“養育マニュアル“は養育・支援について総括されたものになっており、一部で改訂・追記が図られていますが、それを定期的に見直す仕組みは確立されていないようです。関係法や制度の改正・改定もありますので、変更や見直しがなくとも、規程並びにマニュアルの見直しの時期や手順等を定めた規程等の整備が望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の策定にあたってはアセスメント手法が確立され、各々の目標や課題が明確になっています。自立支援計画は児童相談所との担当者会議にて合議されており、養育・支援方法の共有に活かされています。今後も継続して子どもの養育・支援の質の向上への取り組みを期待します。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・㉗・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画に基づいて短期目標を定め、3ヶ月ごとの評価・見直しを実施されています。同時に中堅職員と責任者の二重チェックも行われています。策定された自立支援計画において、PDCAサイクルによる検証が確実に組織的に行われ、職員への周知が徹底されると同時に、計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備の充実が図られる事が望まれます。また、計画の変更等が生じた場合は子どもの意向の確認と、同意がされた記録が確認できるような工夫も必要です。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・㉗・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の記録はパソコンのシステム導入・活用で、職員が把握しやすい環境が整っています。しかしながら、記録の書き方等、職員によって差異が生じないようにするためのマニュアル作成や指導についての取り組みは十分とは言えない状況です。標準的な実施方法として”養育マニュアル“等に手順書やマニュアルを追加するなどして職員への個別指導を含め、より充実されることに期待します。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録は事務所内の鍵のかかる場所に保管されています。個人情報保護についての規程も整備されていますが、子どもや保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程についての記載等に不備があるようです。規程及びマニュアル等の作成後の見直しや、各法令や制度の改正・改定のタイミングに合わせた改訂が望まれます。早期に「改正個人情報保護法」並びに「ガイドライン」等を参照のうえ、見直しを行う事が望まれます。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	①・c
<p><コメント></p> <p>“養育マニュアル”の中で、倫理綱領、子どもの権利擁護並びにケア基準等のマニュアル等が整備され、担当者会議で3ヶ月に1回“権利擁護の為にチェックリスト”を用いて権利侵害の防止と早期発見に努められています。今後はさらに子どもの思想・信教の自由についても書面をもって説明できるように文書化が望まれます。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>“えがおノート”を活用して権利擁護に特化した児童相談所のケースワーカーと子どもの1対1の定期的な面接が行われています。また面接結果は掲示物で現場へフィードバックされています。子ども自身が人権侵害から身を守るためのCAP研修は、現在中断されていますが、SST研修に振り替えて実施されています。子どもの年齢や状況に応じて、権利と義務・責任の関係について、より理解が深まるような取り組みに期待します。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	①・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりのアルバムを作成し、成長の記録として整理されています。生き立ちや家族の状況などを伝える際には、事実を伝えた後の子どもの変容を把握するように、同席した職員に配慮を促すことを心がけられています。将来、子ども達が自分の足で人生をしっかりと歩んでいく事が出来るように、生き立ちの整理が引続き適切にされ、子ども達のライフストーリーワークに取り組まれることを望みます。</p>		

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ケア基準に体罰禁止が明記されています。また定期的な子どもへのヒアリングを実施して、不適切なかかわりの防止と早期発見に努められています。施設内の見聞や職員からの聞き取りで不適切なかかわりの可能性が疑われる場合は、早急に事実確認が行われ、施設長から市や児童相談所へ報告される仕組みが構築されています。職員の「被措置児童等虐待対応ガイドライン」等の更なる理解と子ども達に対する啓発活動を促すための資料の作成と学習の機会がさらに図られることが求められます。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの金銭の管理や感覚は、小遣い帳や預金通帳を使って身につけられるように支援しながら、年齢に応じて職員が買い物に付き添うなどの配慮がされています。ヒアリングや意見箱による子どもの意見の聞き取りはされていますが、子ども自身が主体的に取り組む為の子ども会等の活動等はされていないようです。定期的に子ども達と職員が主体的に話し合いの機会を持ち、子ども達自身が自発的に考え選択し、より良い生活が営むことができるような取り組みに期待します。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所前の見学や面接を通じて子どもの嗜好を把握し、入所日の食事は子どもの好きなメニューを取り入れる等の配慮がされています。入所後は心理士によるアセスメントを行い、子どもの状況の把握に努められています。また退所後の対応については“アフターケア”“措置変更時における引き継ぎ文書作成の手順”等のマニュアルに定められており、関係機関との連携を図ることで養育・支援の継続性の担保に努められています。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>リービングケアとアフターケアに関する標準的な実施方法が“養育マニュアル”に定められており、記録が整備されて施設の支援体制と関係機関との協力体制が構築されています。定期的な交流の機会やOB会等の組織はないようですが、子ども達は退所後であってもお盆や正月の帰省時には、施設に宿泊も可能であり夏祭り等の行事への参加の声掛け等もされています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>入所前の情報収集やアセスメントが丁寧に行われており、職員は子どもへの理解を深められるようになっています。ケース会議の記録や自立支援計画の記録の内容からも、職員が受容的・支持的な態度で子どもに寄り添いながら養育・支援が行われていることをうかがい知ることができます。また、施設内研修での事例検討で、それぞれの子どもの問題の理解・情報共有が図られています。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>アルバイトや部活動などの社会生活・交友関係を考慮して、帰園時間等に柔軟な対応が行われています。また、不安軽減のための添い寝や付き添いは必要に応じて行えるように、子どもとの関係性に配慮した職員配置が行われています。また、現在新築中の園舎には職員の意見を取り入れ、「リビングから漏れる小さな光」など子どもに安心感を与えられる工夫がされる予定です。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>子ども達が自己肯定感を高める事ができるように、職員は温かく見守ることを基本とし、例えば食事の場面では職員も同じテーブルについて子ども達と会話を共に楽しみながら、家庭的な雰囲気を中心に、必要な促しを行うなどの養育・支援が行われています。職員の配置においても法定基準を上回る人員配置がされており、より手厚く子ども達を見守る体制の構築に努められています。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>月1回のおもちゃ作りのボランティア団体・学生ボランティアの活用や、職員による英会話教室・琴教室が開催されています。また、幼児は自分でおもちゃを出し入れ、児童のゲーム機は施設管理とする等、一定のルールのもと遊びの提供をされています。今後も子ども達が遊びを通じて、運動機能、感覚・認知機能やコミュニケーション能力等を高めながら成長していけるように、物的環境と人的環境の充実を図られる事に期待します。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>月1回程度、小学生を対象にSSTが実施され、日常生活スキルや対人関係スキルを身につけられるように支援されています。また、子ども会の行事等、地域活動にも参加をされており社会性を習得する機会を設けるなどの取り組みが行われています。携帯やパソコンの所持について基本料金を施設が負担する等、支援する一方でSNSに関する知識習得・注意事項についての学びの機会は十分とはいえない状況です。</p>		

A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>食堂には季節の花や壁面の飾りつけ等、雰囲気作りがされていますが、子どもの席は自由ではありません。食育の面では、敷地内の畑や学校で収穫した食材を調理し、小学校のお弁当の日やバレンタインデーのチョコ作りを通じた支援も行われています。小規模ユニット化による施設整備が進行中ですので、移行後はユニット単位での食育を含む活動がより活発に行われることに期待します。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類は年3回の定期購入の他、必要に応じて適時購入の機会が設けられています。小さい子どもはヒアリングによって好みを重視し、中学生以上は職員が同行して自ら選んで購入できるように支援されています。服への記名は子どもの要望に応じて、できるだけタグに書くようにする等、本人の気持ちに配慮されています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じるところとなるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在の園舎は老朽化もあり、修繕が間に合っていない箇所も見受けられます。しかしながら、まもなく完成する新園舎では小規模グループでの養育が可能な作りとなっています。新園舎へ移行後は、茶碗・コップ・お箸などは個人所有とし、食器には陶器を採用する等、より家庭的な環境が整備される予定です。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年1回、かかりつけ医の健康診断の他、必要に応じて各医療機関と連携のうえ受診が行われており、通院記録、ケース記録等に丁寧に記録されています。研修や勉強会等で学んだ知識を職員で共有する為の取り組みも実施されています。服薬については服薬カレンダーの活用、鍵のかかるキャビネットでの保管をされていますが、誤薬や与薬忘れ等のリスク管理は十分とはいえない状況です。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>性に関する教育におけるマニュアルを整備し、心理プログラムも活用した取り組みが行われています。中高生は個別に、年少児童への養育・支援も実施されていますが、継続的な取り組みには至っていない状況です。今後は定期的に外部講師を招いたり、職員向けの研修会等を実施したりするなどの学びの機会の充実が図られ、子ども達にとって、いのちの教育の一環として自立と共生の力が育まれるような取り組みが望まれます。</p>		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>施設内の死角となる場所の見回りや、職員間の情報共有で問題が発生しないように、日常業務において配慮しながら予防に努められています。問題が発生した場合は迅速に対応が取れるように、ケースの振り返りや現状分析が行われる体制が整えられています。また、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携し、一時的に分離を行って養育・支援するなどの対応が丁寧に行われています。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的に個別ヒアリングを行い、児童間の関係性を把握できるよう努められています。SSTの学習にも力を入れており、昨年までは講師を大学へ委託されていましたが、今年度からは施設のSVが務めるまでに向上されています。また、SSTで学んだことは施設内に掲示等を行い、子ども達の養育に活かされています。また、いじめ等の問題が発生した場合に備えて小学校・中学校と定期的な連絡会や協議が行われています。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員として、心理士を2名配置されており個別にカウンセリングや心理支援が行える居室の整備が図られており、子どもが落ち着いて心理的ケアを受ける環境が整えられています。心理士と職員、各関係機関と連携のうえで情報の共有化が図られ、心理支援プログラムが作成されており、有効に機能していることを記録から確認することができます。大学の教授からもスーパービジョンを受けられる体制が構築されています。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内には、各小学校の時間割が掲示されており職員は毎日、子どもの学習場面を見ながら状況把握に努められています。遠方の学校においても子ども達のニーズに配慮し、毎日送迎され、さらに学習塾・学習ボランティアの活用もされています。小学校は月1回、校長・教頭・教務主任・養護教諭との情報交換の場を持つことを定例化されており、中学校についても年1回、夏休みに情報交換をされています。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>本人希望や児童相談所・学校・保護者の意見を聞きながら、子どもにとって最善の自己決定ができるように配慮されています。また、資金面においては法人独自の奨学基金制度(平成18年より実施)を整えて「最善の利益」を叶える一助となっています。子ども達が学校を中退したり浪人したりした場合においても、その後の進路のフォローや措置延長を行うなどの養育・支援の継続性に努められています。</p>		

A㉓	A-2-(9)-㉓ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>アルバイトで得た金銭は本人のみの管理とせず、使い道について職員と話し合っ決めてる等の支援をされています。また、学校との連携の中で就職に有利または必要となる資格取得を奨励されています。掛かる費用についても、国の措置や企業からの補助等を活用するなどの支援も行われています。但し、実習先・体験先の開拓については更なる取り組みが求められます。納入業者や地域における企業、職安等への協力依頼等を行い、子ども達の社会経験の拡大に向けた取り組みに期待します。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(10)-㉑ 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>保護者には学校行事・施設行事・お盆・正月のほか、本人希望により連絡をとって、子どもの様子を伝えられています。また、外出・外泊時にどのような過ごし方をしたかを尋ねるなど、家族との信頼関係づくりや家族との調整・相談に取り組まれています。ファミリーソーシャルワーク機能の更なる充実が図られ、子どもや保護者等との信頼関係が強化されることに期待します。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉕	A-2-(12)-㉑ 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>主に家庭支援専門員を中心に児童相談所のケースワーカーと連携して、転居・離婚や外泊開始時・外泊回数増加時のタイミングで家庭訪問を行う等、努められています。また、現在建築中の新園舎には親子訓練室も整備し、親子関係の再構築に役立てる計画が策定されています。親子関係の再構築に向けて、さらに活動内容や支援技術の向上と職員への周知が図られることに期待します。</p>		